

腎移植新規登録助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 腎移植希望者の新規登録に伴う費用について、腎移植希望者の自己負担を軽減するために、社団法人 日本臓器移植ネットワークに支払った登録料の一部を予算の範囲内において助成するものとし(以下「助成金」という。)、その助成については、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象及び助成額)

第2条 対象は県内在住の腎移植希望者新規登録者とし、助成額は社団法人 日本臓器移植ネットワークに支払った新規登録料30、000円のうちの20、000円を助成金として交付するものとする。

(助成金交付申請の方法)

第3条 交付申請は、様式1により関係書類を添付のうえ、財団法人長崎県健康事業団理事長(以下「理事長」という。)あて提出するものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 前項の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 申請者の住民票(抄本) 1部
- 2 腎移植希望登録金支払領収書の写し(コピーしたもの) 1部

(助成金の交付)

第5条 理事長は申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正である場合は交付決定と同時に、申請者よりあらかじめ申し出があった口座に助成金を振込むものとする。

附 則

この要綱は、平成14年度の予算に係る助成金から適用する。

この要綱の改正は平成17年7月1日から適用する。

この要綱の改正は平成18年4月1日から適用する。

この要綱の改正は平成20年6月24日から適用する。